



「水土里ネット」って何だろう？

「水土里ネット」とは、全国にある約 4,500 の「土地改良区」という農家の組織と、全国土地改良事業団体連合会、47 都道府県の土地改良事業団体連合会の愛称です。

「水」・・・農業用水・地域用水など

「土」・・・土地、農地、土壌など

「里」・・・農村空間、農家や地域住民が一体となった生活空間など

水土里・・・豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

水土里ネット滋賀の概要2022

芹川ダム

左岸所在	滋賀県犬上郡多賀町一円
型式	アース
堤高／堤頂長／堤体積	30m／128m／158 千㎡
総貯水容量	1327 千㎡
着工／竣工	2018／2022
管理者	芹川沿岸土地改良区

造成前

活力ある農業、
豊かな農村づくりを
応援します！



滋賀県土地改良事業団体連合会

「水土里ネット滋賀」は、滋賀県土地改良事業団体連合会の愛称です。

水土里ネット滋賀（滋賀県土地改良事業団体連合会）
〒521-1224 滋賀県東近江市林町 601 番地

●課・担当 ●TEL(ダイヤルイン) ●メール
総務課 0748-42-4806 soumu@midorinet-shiga.com

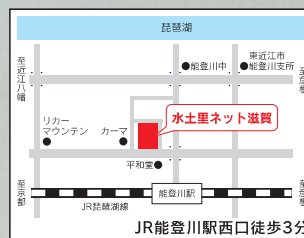
業務課

・換地担当 0748-42-7168 kanti@midorinet-shiga.com
・農村まるごと保全推進担当 0748-42-7144 kankyuu@midorinet-shiga.com
サポートセンター（長浜事務所） 0749-59-3636 support-center@midorinet-shiga.com

基盤管理推進室

・ため池管理保全担当 0748-42-7101 kanri@midorinet-shiga.com
・アセットマネジメント担当 0748-42-7167 gizyutu@midorinet-shiga.com

●FAX 0748-42-5574
●ホームページ <https://www.midorinet-shiga.com>



1. 沿革

本会は、大正6年2月に設立された滋賀県耕地整理協会を前身とし、昭和7年には滋賀県耕地協会となり、さらに昭和25年に滋賀県土地改良協会と改組しました。その後、昭和32年の土地改良法の改正によって連合会が法制化されたことにより、昭和33年7月29日農林大臣の設立認可を受けて今日に至っています。

また、昭和61年3月29日に設立された(社)滋賀県農村下水道協会は、平成15年3月31日付けで解散し、平成15年4月1日付けで本会へ統合しました。

昭和33年7月29日設立認可(農林省指令第2471号)

昭和33年10月1日登記

2. 目的

本会は、土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、市町を会員とした法人であり、土地改良事業の適切かつ効果的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的としています。

3. 性格

本会は、土地改良法第111条の3により法人とされています。その法律的性格は、公益的な目的、事業内容に照らして、土地改良法に定めるところにより設立が認められる「公法人」です。

また、税法上(法人税法、所得税法、印紙税法)からも、営利を目的としない公益法人等に位置付けられています。

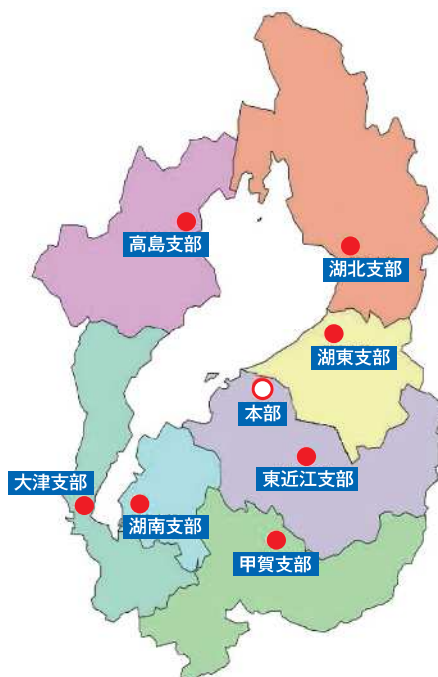
4. 会員

「この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。」(定款第8条)と定められており、県内の市町、土地改良区、土地改良区連合で構成されています。

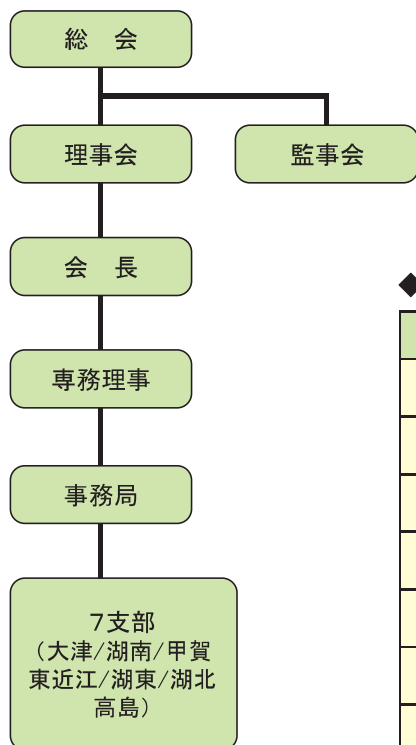
会員数 135会員(令和4年5月1日現在)

◆支部別会員数一覧

支部名	会員数	会員数の内訳		
		市町	土地改良区	土地改良区連合
大津	20	1	19	
湖南	12	4	8	
甲賀	6	2	4	
東近江	48	4	44	
湖東	20	5	14	1
湖北	10	2	8	
高島	19	1	18	
計	135	19	115	1



5. 本会の機構



総会は、本会の運営及び業務の執行に関する最高議決機関であり、毎事業年度1回3月に通常総会を開催しなければならないと規定されています。主な議決事項として、毎事業年度の事業計画および収支予算の設定、定款規約の変更・改正等があります。

また、業務の円滑化を図るため、県内7箇所に支部を設置しています。

◆支部の所在地と連絡先

支部名	所在地	電話・FAX
大津支部	〒520-8575 大津市御陵町3-1 (大津市役所田園づくり振興課内)	TEL 077-528-2758 FAX 077-523-4053
湖南支部	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75 (大津・南部農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 077-567-5416 FAX 077-564-2510
甲賀支部	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 (甲賀農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0748-63-6322 FAX 0748-63-6139
東近江支部	〒527-0023 東近江市八日市緑町7-23 (東近江農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0748-22-7722 FAX 0748-23-4912
湖東支部	〒522-0071 彦根市元町4-1 (湖東農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0749-27-2222 FAX 0749-24-6229
湖北支部	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 (湖北農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0749-65-6620 FAX 0749-64-1597
高島支部	〒520-1621 高島市今津町今津1758 (高島農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0740-22-6011 FAX 0740-22-4393

6. 役員

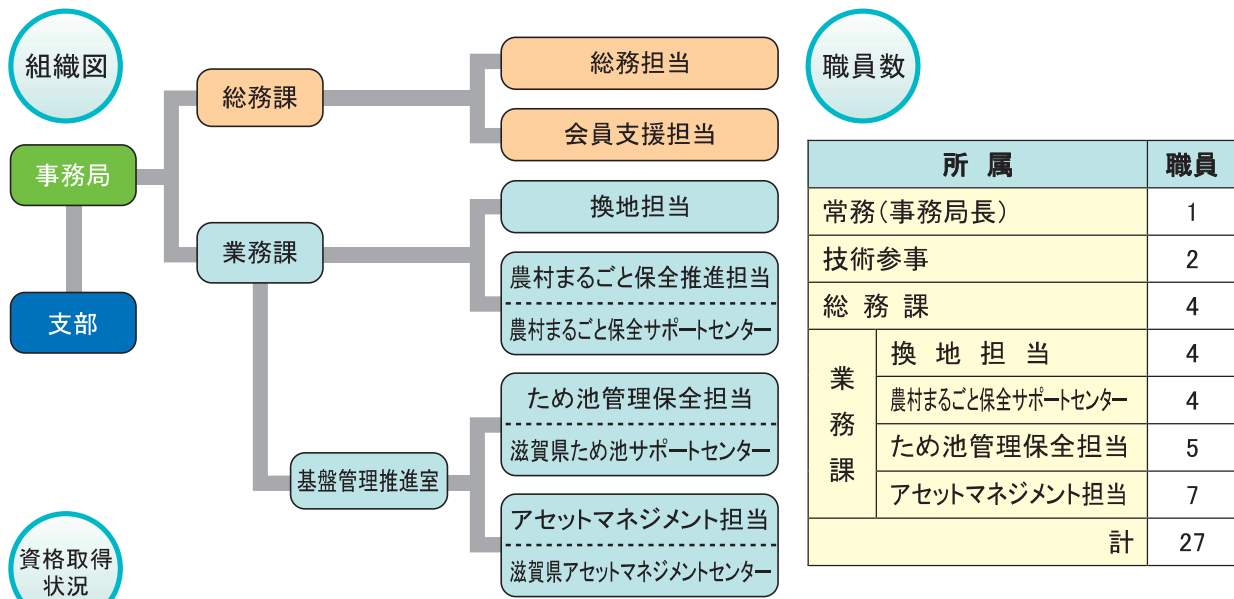
本会の役員は、理事 10 人以上 14 人以内、監事 2 人以上 3 人以内を置くこととしています(定款第 18 条)。

◆滋賀県土地改良事業団体連合会 役員名簿

役職名	氏 名	所属役職名
会長理事	家森 茂樹	大原貯水池土地改良区理事長
副会長理事	野田 藤雄	湖北土地改良区理事長
専務理事	岩崎 善司	学識経験者
理 事	上野 眞	関津土地改良区理事長
〃	白井 嘉嗣	野洲川下流土地改良区理事長
〃	小椋 正清	東近江市長、愛知川沿岸土地改良区理事長
〃	西田 秀治	日野川流域土地改良区理事長、竜王町長
〃	川南 博司	能登川土地改良区理事長
〃	児島 甚雄	河瀬土地改良区理事長
〃	廣嶋 久平	愛知川土地改良区理事長
〃	浅見 宣義	長浜市長
〃	松本 文男	淡海土地改良区理事長
代表監事	浅田 壤太郎	近江八幡西部土地改良区理事長
監 事	滝本 善之	姉川沿岸土地改良区理事長
〃	中川 幸雄	安曇川沿岸土地改良区理事長

(任期: ~令和5年3月31日)

7.事務局機構



資格名称	取得者数	資格名称	取得者数
技術士	2	農業水利施設補修工事品質管理士	1
技術士補	1	土地改良専門技術者	4
測量士	3	2級ビオトープ施工管理士	2
測量士補	4	2級ビオトープ計画管理士	1
土地改良換地士	8	浄化槽設備士	1
農業土木技術管理士	2	浄化槽管理士	6
1級土木施工管理技士	5	第3種電気主任技術者	1
2級土木施工管理技士	4	エネルギー管理士	1
2級建築士	1	会計指導員	4
RCCM	1	全国経理学校協会簿記2級	1
農業農村地理情報システム技師	1		

本会は「発注者支援機関」です

本会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、会員である発注者が、設計図書作成から工事の監督・施工状況の確認・検査・評価等に至るまでの発注関係業務を行う場合、発注事務の支援を行うことができます。

**設計・積算支援、技術審査支援
監督支援、検査支援**

従来から培ってきた技術や経験等をもとにサポートいたしますので、ご利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

「水土里ネット相談」を実施します

土地改良区の運営に当たり、多種多様な相談に対応するため、毎月第2水曜日に定期相談を開催します。

主な対応内容

土地改良区の運営について
賦課金の問題について
訴訟に関すること
会計について



詳細は、水土里ネット滋賀ホームページの、「水土里ネット滋賀news」をご覧ください。

8. 業務内容

会員が行う農業農村整備事業(土地改良事業)を支援します

土地改良法の改正について

土地改良法の改正に伴い本会の定款を改正し、『会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事(工事施工のために必要な調査・計画・設計・積算、履行監督等)』に積極的に取り組みます(参考資料7頁、8頁、TOPIC1)。

総務課(☎0748-42-4806)

- ◆ 予算・事業計画および事業報告
- ◆ 予算執行・決算および経理事務
- ◆ 法令・条例及び定款・規約諸規程等に関すること
- ◆ 総会・理事会・監事会の開催、運営
- ◆ 土地改良事業功労者及び優良団体表彰の実施
- ◆ 水土里ネット相談の運営
- ◆ 会員への経理関係等指導・助言
- ◆ 土地改良区の指導監査
- ◆ 賦課金徴収事務
- ◆ 各種事業・協議会等の経理事務
- ◆ 滋賀県農業農村整備事業推進協議会の運営



総会の開催



政策提案活動



業務課 換地担当(☎0748-42-7168)

- ◆ 換地業務の促進及び指導、受託
- ◆ 交換分合、農用地集団化の指導・促進
- ◆ 土地改良区体制強化事業の受益農地管理強化対策及び換地関係異議紛争処理
- ◆ 土地改良専門技術者報告書の作成
- ◆ 測量業務の指導・受託
- ◆ 換地を伴う圃場整備事業の計画策定の支援



換地事務(新規)担当者研修会の開催



受益農地管理強化委員会

業務課 農村まるごと保全推進担当(☎0749-59-3636)

農村まるごと保全サポートセンターの運営

4月13日、農村地域の共同活動を支援するため、『農村まるごと保全サポートセンター』を長浜市高月町内にオープン致しました。

- ◆ 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会の運営、受託業務
- ◆ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の広域化に関すること
- ◆ 広域組織の運営受託、活動組織の受託業務



農村まるごとサポートセンター
開所式

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 広域活動組織 設立・運営支援

- ・「多面的機能支払交付金」に基づく、広域活動組織の設立をお手伝いします。

設立にかかる支援内容

説明資料・アンケート作成、説明会・研修会開催
協定書・統ルール作成、役員選任
運営委員会・総会の開催 等

- ・広域活動組織が行う、農地維持+資源向上(共同活動)に関わる処理についてもお手伝いします。

運営にかかる支援内容

運営委員会の運営、研修会開催
交付金請求手続き、交付金の交付処理
活動記録・金銭出納簿・領収書整理帳作成
実施状況報告書・財産管理台帳作成 等

田んぼ大好きふるさと農村子ども 絵画コンクールの実施



■知事賞「田んぼにこうのとりが来た！」

長浜市立永原小学校
葛城 心美さん

水と里ネット滋賀
におまかせ下さい

- ◆ 琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会に関すること(☎ 0748-42-7144)

業務課 基盤管理推進室 ため池管理保全担当(☎0748-42-7101)

- ◆ 滋賀県ため池サポートセンターの運営
相談、研修、情報管理
- ◆ ため池に関する各種業務の受託
 - 調査点検支援 豪雨耐性評価
 - 耐震診断 劣化状況評価
 - ハザードマップ作成 改修事業計画作成
- ◆ 災害復旧に関すること
- ◆ 農道台帳の管理・確認
- ◆ 農業集落排水事業関係業務の受託
- ◆ 各種受託業務の調査・設計・積算・管理



ハザードマップ地元説明会

滋賀県ため池サポートセンターの活動

- ・県内の防災重点ため池の管理状況や施設状況を点検確認し、管理者等へ技術的アドバイス等を行います。
- ・ため池管理等に関する相談窓口を設置します(相談無料)。
相談日:毎週 月・水 曜日(祝日・休日や年末年始は除く)
時 間:10:00～12:00 / 13:00～15:00

相談等希望される方はお問い合わせ下さい。



ため池管理者からの聞き取り状況

業務課 基盤管理推進室 アセットマネジメント担当(☎0748-42-7167)

- ◆ 土地改良区体制強化事業(土地改良施設の診断・管理指導、技術向上研修)
- ◆ 土地改良施設維持管理適正化事業等の事業推進
- ◆ 農業水利施設アセットマネジメント事業の指導推進
- ◆ 農業水利施設アセットマネジメント推進協議会及び各地域・各地区技術検討会について
- ◆ アセットマネジメントデータベース(GIS)保守管理及び業務の推進、指導、受託業務
- ◆ 農業水利施設の機能診断、機能保全計画・事業計画の作成
- ◆ ため池ハザードマップ作成業務・耐震診断業務の受託
- ◆ 土地改良施設の管理技術指導
- ◆ UAV機器(ドローン)の運用
- ◆ 設計基準・歩掛・単価新積算システム等に関すること
- ◆ 21世紀土地改良区創造運動の推進
- ◆ 土地改良施設賠償責任保険の斡旋



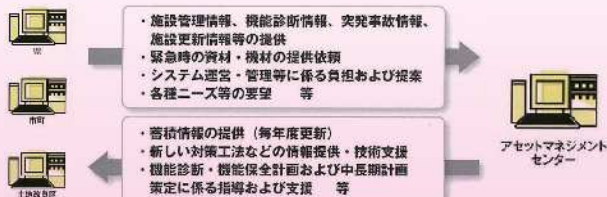
ポンプ聴音診断

アセットマネジメントセンターの活動

- ・県下のアセットマネジメントの円滑な実施を図るため、水土里ネット滋賀に「アセットマネジメントセンター」を設置し、アセットマネジメントにかかる情報提供、技術支援、普及啓発、データベースシステムによる情報の提供や保守管理等を行うなど、様々な普及・支援活動を行っています。

アセットマネジメントデータベースの取組

- ・データベースシステムを活用し、各種データを蓄積します。
- ・情報を共有することで、関係者間での共通理解と協働によるアセットマネジメントを推進します。



アセットマネジメントデータベースシステム

データベースを活用し、
施設台帳整備や
維持管理計画書の作成支援を
行っています。
ご相談に応じますので、
気軽に声をかけ下さい。

機能診断や、機能保全計画の
作成についても支援します。

TOPIC1 土地改良法の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- 農業の持続的な発展に向けて、頻発化・激甚化する豪雨災害により二次被害が発生するおそれのあるため池、排水機場等の緊急的な防災工事を迅速に実施するとともに、農業生産基盤の整備を効果的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。
- 小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員が不足し、防災・減災対策や農業基盤の整備等の円滑な実施に支障が生じていることから、資金調達や事業実施についての支援体制を構築する必要がある。
- 小規模な土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要がある。

2. 法律案の概要

(1) 急施の防災事業の拡充

- 国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業の対象※1に、農業用排水施設の豪雨対策を追加

※1 現行は地震対策のみが対象 (第87条の4及び第96条の4関係)



(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

- 都道府県が、農地中間管理権の設定された一定のまとまりのある農地において、農地中間管理機構の同意により実施し、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業の対象※2に、農業用排水施設、暗渠排水等の整備を追加

※2 現行は区画整理及び農用地の造成のみが対象 (第87条の3及び第88条関係)



(3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し

- 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良事業団体連合会の事業に以下を追加
 - ① 全国土地改良事業団体連合会が、長期借入金・債券発行により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること (第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係)
 - ② 土地改良区等からの委託を受けて土地改良事業の工事を行うこと (第111条の9関係)

(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

- 土地改良区が、一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みを創設 (第76条から第76条の16まで関係)

3. 施行期日

令和4年4月1日 [ただし、(4)は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日]

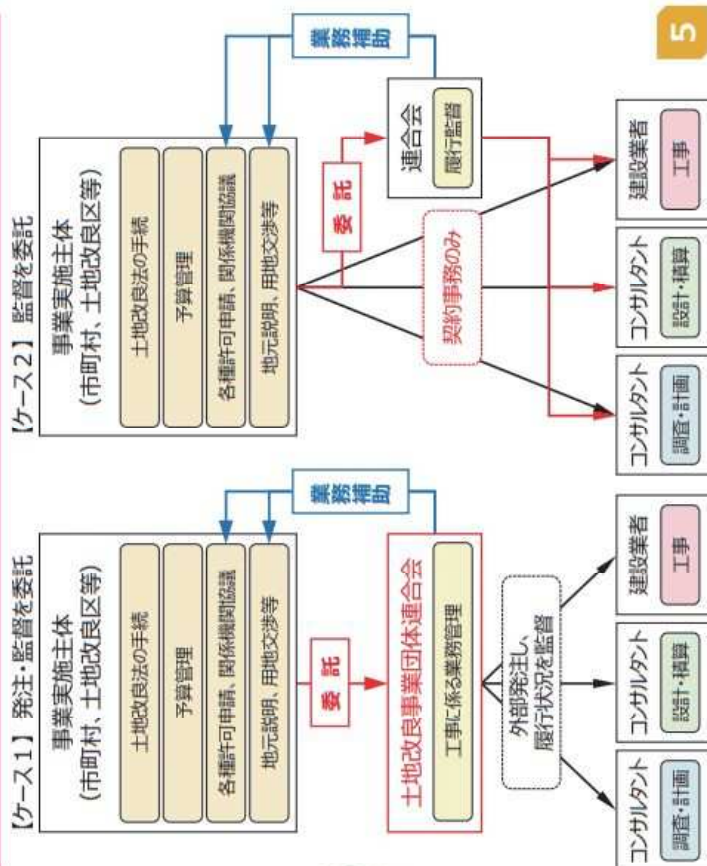
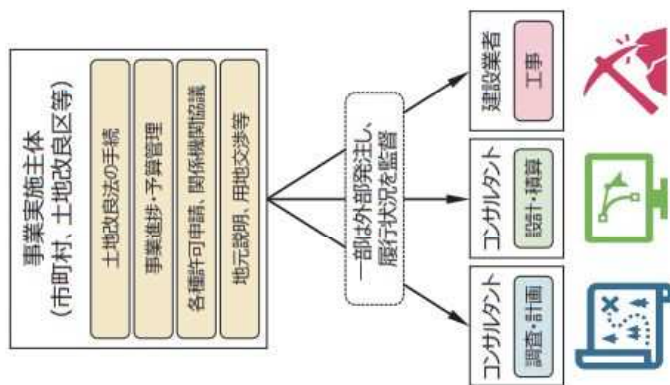
土地改良事業団体連合会は、市町村、土地改良区等からの委託を受けて、土地改良事業の工事を行うことができることとする。

○市町村、土地改良区等において、土地改良事業の工事施工等を担当する技術職員が年々減少。定年退職後も嘱託職員、再任用職員として現場を支えてきた団塊の世代の人材もリタイアする年齢を迎えつつある。

○土地改良事業の実施に係る一連の業務（調査・計画・設計、工事の発注、進捗管理等）を担う人材が不足して、市町村、土地改良区等が実施する土地改良事業の円滑な実施に支障が生じるおそれ。

○市町村、土地改良区等の技術職員の不足を踏まえ、防災・減災対策や小規模な農業基盤の整備等を円滑に行うため、土地改良事業団体連合会は、会員である市町村、土地改良区等からの委託を受けて土地改良事業の工事を実施できることとする。

土地改良事業実施の流れ



- 国においては、女性が発揮し、男女が共同で参画していく施策を推進中。関係団体においては、その環境整備等を実施中。
- 農業者の減少による労働力不足が進むなか、土地改良区運営の視点からも土地改良事業の男女共同参画は重要な課題。
- 女性理事が未登用の土地改良区数が3,737組織(96%)、理事に占める女性比率が0.6%と低い現状。目標達成に向けた運動が必要。

● 食料・農業・農村基本計画 (令和2年3月31日閣議決定)

ポイント 女性が発揮できる環境整備

ポイント 地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業委員や農協役員への女性登用などを一層推進するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。

● 第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定)

ポイント 土地改良区(土地改良区連合含む。)の女性理事が成果目標(※現状は平成28年度データ)

項 目	現 状	目 標
女性理事が登用されていない組織数	3,737 / 3,900 (95.8%)	0組織
理事に占める女性の割合	0.6%	10%

※「土地改良事業団体連合会の理事に占める女性の割合(平成28年度1.4%)」

【参考】JA達成目標は女性役員(理事・経営管理委員・監事)比率15%以上
⇒ 平成28年度時点で「JA当たりの役員比率は8.4%」である状況



● 新たな土地改良長期計画 (令和3年3月23日閣議決定)

ポイント 土地改良区(土地改良区連合含む。)の女性理事登用2025年度までに10%以上

TOPIC3

「農村まるごと保全サポートセンター」を開設します！

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」にかかる業務について、長浜市高月町の事務所に拠点を移して、皆様の活動の支援と啓発・普及に努めます。



業務内容

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会※の業務

推進協議会が実施する事業の円滑な推進を目指します。

- ◆事業の推進に関するパンフレットやマニュアル等の作成
- ◆効果的な活動推進のための技術研修会の企画・運営
- ◆活動等の情報発信のための広報紙の発行やホームページの運営
- ◆実施状況報告書記載内容の確認

....等々

※滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会とは、農地や農業用水などの地域資源や豊かな農村環境を守り質的な向上を図る地域共同活動の推進のため、2団体19市町と県により構成されています。



《お問い合わせ先》

農村まるごと保全サポートセンター
【滋賀県土地改良事業団体連合会 長浜事務所】

〒529-0233 長浜市高月町渡岸寺124番地
TEL 0749-59-3636 FAX 0749-59-3635

E-mail support-center@midorinet-shiga.com <https://www.shiga-nouson-marugoto.com/index>

